

第2期香川県社会的養育推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

国において、新たな「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されたことを踏まえ、令和2年3月に策定した「香川県社会的養育推進計画」を見直すもの。

2 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

3 社会的養育の今後の見込み

（1）代替養育を必要とするこども数の見込み （人、％）

	R1～R5 平均増減	R 5 (実績)	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童人口 (20歳未満) A	△2,954	148,835	145,881	142,927	139,973	137,019	134,065	131,111
代替養育割合 B	+0.0006	0.171	0.172	0.172	0.173	0.173	0.174	0.175
代替養育こども数 A*B (a)		254	250	246	242	238	233	229

（2）里親等委託・施設での養育が必要なこども数の見込み （人）

	R 5 (実績)	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
里親等委託が必要な こども数(b)	41	49	59	68	77	86	95
施設での養育が必要 なこども数(a-b)	213	201	187	174	161	147	134

※ (b) の令和11年度見込みは、下記の里親等委託の目標を達成した場合の人数

里親等委託率の目標値 （％）

	現状	整備目標				
	R 5	R 7	R 8	R 9	R10	R11
里親等委託率	22.5	33.5	39.3	45.3	51.5	57.9
3歳未満	44.4	54.6	59.7	64.8	69.9	75
就学前	34.0	47.7	54.5	61.3	68.2	75
学童期以降	14.5	26.3	32.3	38.2	44.1	50

（3）一時保護件数の見込み （人、％） ※一時保護延件数の端数は四捨五入

	R3～R5 平均増減	R 5 (実績)	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童人口(18歳未満) A	—	131,449	128,821	126,193	123,565	120,937	118,309	115,681
一時保護率 B	0.007	0.603	0.610	0.617	0.623	0.630	0.637	0.644
一時保護延件数 A*B	—	793	786	778	770	762	754	745

4 基本理念、基本目標、施策体系

(1) 基本理念

社会的養育を必要とするこどもが年齢や発達に応じてその意見が尊重されるときともに、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに養育されるかがわづくり

(2) 基本目標、施策体系

基本目標	項目
こどもの権利擁護の推進	1 こどもの権利擁護の推進に向けた取組
在宅で生活しているこどもと家庭等への支援	2 こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 (1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組 (2) 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組 (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
	3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
適切な保護やパーマネンシー保障の理念に基づく養育の推進	4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
	5 児童相談所の強化等に向けた取組
	6 一時保護のあり方
	7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組 (2) 親子関係再構築に向けた取組 (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
こどものニーズに応じた代替養育	8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等 (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
	9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能・機能転換に向けた取組
	10 障害児入所施設における支援
代替養育を受けているこどもの自立支援	11 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握 (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

5 施策の展開

(1) こどもの権利擁護の推進に向けた取組

【現状・課題】

- 里親等委託等への措置や一時保護の決定時の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設により、こどもの権利擁護に係る環境整備が県の業務として位置付けられた。
- 児童相談所職員の意見聴取等措置についての理解度にばらつきがある。
- こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発が、限定的である。

【資源の整備・取組方針等】

- 児童相談所に配置される職員に対して、意見聴取等措置に関する研修を毎年度実施する。
- 県内の全児童福祉施設への訪問アドボカシーの実施を目指して、未実施の児童福祉施設に対する事業説明や研修を実施する。また、訪問アドボカシーと併せてこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する啓発を行う。

(2) こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

①市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

【現状・課題】

- 統括支援員の確保・育成等に課題を抱える市町があり、こども家庭センターの設置が進んでいない。
- 市町のこどもや家庭への支援に係る対応力に格差があり、個別ケースに係るアセスメントにも差異が生じている。

【資源の整備・取組方針等】

- 統括支援員やその候補者となる職員等を対象とした実践的研修を通じて、市町における統括支援員の確保・育成を図る。
- 市町の支援体制の充実に向けて、市町の保健師や児童福祉担当職員を対象とした研修を行い、対応力の向上を図るとともに、市町との情報連携を促進する。

②市町の家家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

【現状・課題】

- 子育て短期支援事業の受入れ人数に限りがあり、サービスの利用を希望する家庭のニーズに十分に答えられていない。
- 一方で、子育て短期支援事業を委託している里親等は少ない。

【資源の整備・取組方針等】

- 子育て短期支援事業を受託可能な里親やファミリーホームについて、市町と情報を共有し、連携して活用を促進する。
- 子育て短期支援事業の受託が可能な養育里親や、同事業を専門に受託する里親の新規開拓について、市町と連携し、効果的な取組を検討して実施する。

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【現状・課題】

- 現在、児童家庭支援センターは、県内1か所のみであり、児童相談所が身近にない地域における受け皿を確保することが課題となっている。
- 児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託について、児童相談所におけるケース選定

の見直しや児童家庭支援センターの受入れ体制の充実が求められる。

【資源の整備・取組方針等】

- 児童家庭支援センターの設置も含めたこどもや家庭の支援体制の充実に向けて、児童相談所、関係市町、施設、民間団体等による検討を進める。
- 児童相談所は、地理的条件やこどもの状況を踏まえて、適当であると判断されるケースについては、積極的に指導委託を行うほか、県が中心となって、市町と児童家庭支援センターの一層の連携促進を図る。

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【現状・課題】

- 特定妊婦等への支援の充実にあたっては、児童福祉部門と母子保健部門との一層の連携や、女性支援部門との連携が必要である。
- 予期せぬ妊娠等をした妊産婦等に対する匿名での相談窓口はあるが、生活支援等を担う場所が不足している。

【資源の整備・取組方針等】

- 要保護児童対策地域協議会や、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議等を活用し、市町や産科医療機関、児童相談所、女性相談支援センターなどの関係機関において、地域資源についての情報共有や支援のつながりのための関係づくりを推進し、連携体制の構築を図る。
- 市町や関係施設と、妊産婦等生活援助事業の実施に向けて検討を行う。

（４）児童相談所の強化等に向けた取組

【現状・課題】

- 児童虐待相談対応件数の増加により児童相談所職員の業務負担が増大している。また、経験の浅い職員の増加により、これら職員を指導する中堅職員の負担が増大している。
- 児童相談所と市町の間でスムーズな連携が困難な場合がある。事案送致や指導委託も十分に行われているとは言い難い状況にある。

【資源の整備・取組方針等】

- 児童福祉司、児童心理司等について、引き続き、計画的かつ適正な配置を進めるとともに、児童虐待等の発生状況や傾向を的確に捉えた適正な組織体制の整備に努める。
- 児童相談所におけるDXを推進し、業務の質の向上や市町との情報連携を促進する。

（５）一時保護のあり方

【現状・課題】

- 児童の年齢や発達段階に見合わない施設に一時保護委託するケースや、新規の一時保護児童の受入れ調整のために、こどもの一時保護場所を変更するケースなどが頻回に発生している。
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を踏まえた一時保護施設の人員配置や環境整備等を行う必要がある。

【資源の整備・取組方針等】

- 一時保護専用施設の設置を促進するとともに、児童養護施設や里親等への委託一時保護を活用するなど多様な受け皿の確保を図る。

- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を踏まえ、保健師、心理担当職員等の一時保護施設への配置を進めるほか、生活環境の向上に向けた検討を行う。

(6) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【現状・課題】

- 児童虐待相談対応件数の増加等から、児童相談所の各児童福祉司が施設入所等の措置後のケースマネジメントを着実に行うことが困難な状況となっており、児童養護施設等への措置が長期となっているケースが一定数見られる。

【資源の整備・取組方針等】

- 里親養育支援児童福祉司等を担当係として配置し、早期のパーマネンシー保障に必要な判断、支援を着実にを行うための体制構築を検討する。
- 入所措置の期間はできる限り短期間となるよう、養育里親等への措置変更を検討するケースマネジメントを着実に実施するための専門チーム等の配置について検討を行う。

②親子関係再構築に向けた取組

【現状・課題】

- 児童相談所において、親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置などは行っていない。
- 親子関係の再構築支援を委託可能な民間団体等が県内には見当たらず、こうした団体等との協働による支援は実施していない。

【資源の整備・取組方針等】

- 児童相談所において、親子関係再構築支援の専任職員の配置及び専門チームの設置について検討する。
- 民間団体との協働による支援の充実に向けて、委託可能な民間団体等の掘り起こしを行い、必要に応じてプログラムの一部を委託する等の方法を検討する。

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現状及び課題】

- 特別養子縁組が必要な児童について、育児が困難な家庭や妊産婦等、医療機関等からの相談により、特別養子縁組につなげている。

【資源の整備・取組方針等】

- 特別養子縁組の制度の認知度の向上や更なる理解促進を図る。
- 里親担当児童福祉司や里親支援専門員が中心となって、定期的に特別養子縁組等の検討対象となるこどもの洗い出しを実施する。

(7) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【現状及び課題】

- 本県における里親等委託率は低調であり、里親登録数の不足等の課題がある。
- 各里親支援機関の里親支援専門相談員や、児童相談所の里親養育支援児童福祉司は、人員体制が十分でない。

【資源の整備・取組方針等】

- 市町と連携し、各地域において子育て短期支援事業や、週末里親、委託一時保護の受入

れが可能な里親など、多様な里親の確保に努めるとともに、効果的な啓発や情報発信を検討し、実施する。

- 児童相談所、各児童福祉施設や里親会等の関係者間で協議を行い、里親支援の中核となる里親支援センターの早期の設置を目指す。

(8) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状及び課題】

- 児童養護施設については、職員確保等の課題から、本体外への分園や小規模児童養護施設等の設置は難しい施設もある。
- ケアニーズが高いこどもの入所が増えていることを踏まえ、職員の専門性の一層の向上が必要である。

【資源の整備・取組方針等】

- 施設の小規模化・地域分散化の一層の推進を図るとともに、施設の人材確保、人材育成に向けた取組への支援を行う。
- 施設職員の養育技術の向上を図るとともに、各施設間のネットワークを構築するため、児童相談所等との合同研修や各施設間の職員交流による現場実習等、ニーズに応じた研修を実施する。

(9) 障害児入所施設における支援

【現状及び課題】

- 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数はない。
- 虐待や行動上の問題等の理由から家庭での養育が困難なこどもの入所が増えており、障害特性に応じた支援に加え、ケアニーズに応じた個別的な支援が必要である。

【資源の整備・取組方針等】

- 福祉型障害児入所施設における小規模化の推進を図る。
- 障害特性に応じた支援ニーズに対応できる専門支援人材の確保と、人材育成に向けた取組への支援を行う。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現状及び課題】

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の増加により、社会的養護自立支援拠点事業などの受け皿が足りなくなる恐れがある。
- 発達面に係る課題への継続的な支援の必要性等により、心理的なケアや法律相談対応、居場所の整備を含めた多様なニーズへの対応強化が必要である。

【資源の整備・取組方針等】

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み数等を踏まえ、必要となる自立援助ホームの設置を進める。
- 社会的養護自立支援拠点事業を委託しているアフターケア事業所の人員体制の確保及び職員の専門性の向上を図るとともに、心理的なケアや法律相談など専門的な相談にも応えられるようサービスの充実を促進する。

6 主な数値目標

項目	評価指標	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
こどもの権利擁護の推進に向けた県の取組	社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等の実施回数(受講者等数)	21 (305)	33 (335)	
	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	80.7%	100%	
市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組	こども家庭センターの設置数	5※ (R6.4.1の数)	17	
	こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数(受講者数)	29 (680)	33 (816)	
児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	児童相談所からの在宅指導措置委託件数	7	21	
支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0	1	
児童相談所の強化等に向けた取組	児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司 43 (中央 24、西部 19) 児童心理司 20 (中央 11、西部 9)	配置基準以上	
	弁護士配置数	0.9 ※非常勤	1 ※非常勤	
一時保護のあり方	一時保護専用施設設置数	1	3	
	委託一時保護が可能な施設数	14	20	
親子関係再構築に向けた取組	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	56	136	
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	5	23 (計画期間の累積数)	
里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	里親等委託率	3歳未満	44.4%	75%
		3歳～就学前	34.0%	75%
		学童期以降	14.5%	50%
	養育里親登録数	98世帯	200世帯	
	ファミリーホーム数	3	6	
	里親支援センター設置数	0	1	
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	地域小規模児童養護施設数	2	5	
	小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	17	60	
社会的養護自立支援の推進に向けた取組	児童自立生活援助事業の実施箇所数(I型)	6	9	
	社会的養護自立支援拠点事業整備箇所数	1	1	